

# 子育て世帯生活支援特別給付金及び 子育て世帯臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、給付金を支給します！

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

令和4年3月31日時点で  
① 18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）  
を養育する父母等  
（※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象となります。）

② { ■令和4年度住民税（均等割）が非課税の方  
または  
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、  
住民税非課税相当の収入となった方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 6万円

【内訳】 子育て世帯生活支援特別給付金（国の事業分） 5万円  
子育て世帯臨時特別給付金（北海道の事業分） 1万円

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。  
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

※お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省コールセンター（子育て世帯生活支援特別給付金のこと）

0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

■北海道保健福祉部子ども子育て支援課（子育て世帯臨時特別給付金のこと）

011-206-6328（受付時間：平日9:00～17:00）

■遠軽町役場民生部子育て支援課

0158-42-4560（受付時間：平日8:45～17:30）

### 3. 給付金の支給手続き

#### I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で 住民税非課税の方

- ・ 給付金は申請不要で受け取れます。
- ・ 7月下旬に、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書をご提出ください。
- ※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### II. 上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

- ・ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに遠軽町の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

「子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに厚生労働省や北海道・遠軽町（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、遠軽町役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。